

令和2年2月28日（令和元年(2019年)度第32号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）（厚生労働省）
- 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（内閣府／厚生労働省／文部科学省）
- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）（厚生労働省）

◆ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）（厚生労働省）

令和2年2月27日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）等宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）」が発出されました。

この事務連絡は、小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえた保育所等の対応について示されたものです。

（全国保育士会事務局抜粋）

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校と

は異なるものであることから、感染予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（内閣府／厚生労働省／文部科学省）

令和2年2月27日、内閣府、厚生労働省、文部科学省連名により、都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」が発出されました。

この事務連絡は、新型コロナウイルス感染症により、保育所等を臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて示されたものです。

（全国保育士会事務局抜粋・下線）

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて

1. 臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

地域において公衆衛生対策の観点から臨時休園等した特定教育・保育施設等については、保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付等を支給することとしますが、当該特定教育・保育施設等に在籍する子どもの

保護者等に係る利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）（以下「施行令」という。）第24条第2項に基づく子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条に、第4号「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない日数が一月当たり五日を超えること」という規定を新たに設け、日割り計算を行う事由を追加しました（本年2月27日公布、同月25日以降適用。）。これを踏まえ、市町村の判断により5日を超えて閉園等している場合については、以下の計算式で利用者負担額について日割り計算をお願いいたします。

なお、臨時休園等した場合の2号認定子どもの副食費の取扱いについては、配食準備を計画的に行うなどにより、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。

<計算式>

3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）（厚生労働省）

令和2年2月27日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部局等に対し、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」が発出されました。

これは、令和2年2月13日付で発出された事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（委員ニュース No.27 参照）の続報となるものです。2月27日午前0時から、大韓民国大邱広域市または慶尚北道清道郡に滞在歴がある外国人及びこれらの地域で発行された同国旅券を所持する外国人も上陸拒否となったことから、新たな内容が加えられました。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html